

令和元年度

包括外部監査結果報告書

要約版

「倉敷みらい創生戦略（働く場を創るまち倉敷）」
～事業者支援・就職支援・雇用創出事業～
について

倉敷市包括外部監査人
壺 田 周 彦

目 次

I	外部監査の概要	1
1.	監査の種類	1
2.	監査の対象	1
(1)	監査対象（選定した特定の事件）	1
(2)	監査対象年度	1
3.	監査テーマの選定理由	1
4.	監査の結果	3
5.	監査の体制	4
6.	監査実施期間	4
II	倉敷みらい創生戦略（働く場を創るまち倉敷）の概要	5
(1)	指摘事項	5
<指摘事項 1	倉敷みらい創生人口ビジョン、倉敷みらい創生戦略の目標値と実績値の乖離について>	5
<指摘事項 2	KPI に対する具体的な事業の策定について>	5
<指摘事項 3	KPI のアウトカム指標の設定について>	5
<指摘事項 4	PDCA サイクルの A（Action）の実施について>	5
(2)	意見	6
<意見 1	地方創生等特別委員会の運営について>	6
<意見 2	所得以外の基本目標における数値目標について>	6
<意見 3	倉敷みらい創生戦略の策定・改訂について>	6
<意見 4	KPI の目標値の修正について>	6
<意見 5	KPI の進捗管理について>	6
III	働く場を創るまち倉敷	7
1.	地域産業の競争力強化	7
(1)	指摘事項	7
<指摘事項 5	パンフレット等に使用するイラストの確認について>	7
<指摘事項 6	研究費の使途について>	7
<指摘事項 7	備品台帳について>	7
<指摘事項 8	特許権等の取り扱いについて>	7
<指摘事項 9	研究結果の公表について>	7
(2)	意見	8
<意見 6	補助金交付後の確認について>	8
<意見 7	対象企業、投資額要件等の細分化について>	8
<意見 8	情報通信業事業者の誘致事業について>	8

<意見 9 くらしきベンチャーオフィス家賃の支払い方法について>	8
<意見 10 中小企業振興支援事業の周知、利用の促進について>	8
<意見 11 国内販路開拓支援の公募型プロポーザル参加企業の増加について>	8
<意見 12 国内販路開拓支援の成果目標を設定について>	9
<意見 13 利用実績の低調な事業について>	9
<意見 14 収支決算書（予算・実績比較）における予算科目・数値について>	9
<意見 15 成約件数、成約金額等のアウトカム指標の設定について>	9
<意見 16 委員の選定について>	9
<意見 17 消費税及び地方消費税の確定申告書の提出について>	10
<意見 18 応募者の選定の文書決裁について>	10
2. 魅力ある雇用の場の創出.....	10
(1) 指摘事項	10
<指摘事項 10 ホームページの更新について>	10
(2) 意見	10
<意見 19 市と受講者の SNS 利用について>	10
3. 地元就職の促進	11
(1) 意見	11
<意見 20 返還一部免除型貸付の資格証明について>	11
<意見 21 貸付金の返還方法について>	11
<意見 22 遅延損害金の徴収について>	11
4. 女性・高齢者・障がいのある方の就業機会の拡大.....	11
(1) 意見	11
<意見 23 貸会議室の申し込み方法について>	11
<意見 24 男女共同参画推進センターの開館時間等について>	11
<意見 25 情報セキュリティ対策について>	12
5. 地域活性化のための ICT 活用.....	12
(1) 意見	12
<意見 26 事業の自走化について>	12
6. その他	12
(1) 指摘事項	12
<指摘事項 11 補助対象経費が全て委託費の事業について>	12
<指摘事項 12 法人の市税納税証明書の確認について>	13
<指摘事項 13 補助対象事業の書類の受理について>	13
<指摘事項 14 奨学金貸付金の遅延利息について>	13
<指摘事項 15 補助金要領の整備について>	13
(2) 意見	13

＜意見 27	入札参加事業者の増加促進について＞	13
＜意見 28	委託先への就職について＞	14
＜意見 29	短期型インターンシップの実施時期について＞	14
＜意見 30	商業活性化事業補助金の今後について＞	14
＜意見 31	補助対象者と店舗貸主との親族関係等の確認書類について＞	14
＜意見 32	制度の見直しについて＞	15
＜意見 33	公表内容の充実について＞	15
＜意見 34	隊員の市の定住について＞	15
＜意見 35	くすのき会への補助金について＞	15
＜意見 36	農産物 PR 事業の事業間連携について＞	15
＜意見 37	新品種の普及促進について＞	15
＜意見 38	既存品種の活用について＞	16
＜意見 39	マスカット・オブ・アレキサンドリアの普及促進について＞	16
＜意見 40	市外出身者の定義について＞	16
＜意見 41	対象保育士の要件について＞	17
＜意見 42	フォーラムの開催方法について＞	17
IV	総括	18

I 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の第 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 監査の対象

(1) 監査対象（選定した特定の事件）

倉敷みらい創生戦略（働く場を創るまち倉敷）～事業者支援・就職支援・雇用創出事業～について

(2) 監査対象年度

平成 30 年度

ただし、必要に応じて平成 29 年度以前及び令和元年度分についても監査の対象とする。

3. 監査テーマの選定理由

我が国においては、人口減少、少子高齢化、地方圏から大都市圏への人口集中に歯止めがかからない状況である。内閣府によれば、少子高齢化、人口減少による影響を「経済規模の縮小」「基礎自治体の担い手の減少、東京圏の高齢化」「社会保障制度と財政の持続可能性」「理想の子ども数を持てない社会」をあげている。

このような状況に対応するため、国では平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、同年 12 月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定した。これを踏まえ、市は平成 27 年 9 月に「倉敷みらい創生人口ビジョン」「倉敷みらい創生戦略」を策定している。

「倉敷みらい創生人口ビジョン」においては、市の将来の目指すべき人口目標を設定しており、市の人口等に関する分析・傾向は以下のとおりである。

- ・現在は微増傾向であるが、平成 31 年に 485,812 人（推計値）をピークに減少する。
- ・転入者は増加傾向にある。
- ・出生者数は 4,000～5,000 人の一定数の横ばいであるが、老年人口の増加により死亡者は増加傾向であり、自然増の人数を押し下げている。

- ・合計特殊出生率は1.61であり、国、岡山県平均の1.43、1.49を上回る。
- ・産業別就業者数は、男性では製造業・建設業等、女性は医療・福祉の就業割合は高いが、今後の成長産業と見込まれる情報通信産業の特化係数が低い。
- ・平成元年と平成52年で比較すると、生産年齢人口割合は69.3%から58.1%へ減少、年少人口は19.7%から12.9%へ減少、老年人口は11.0%から29.0%へ増加する見込みであり、経済生産活動の世代が縮小する。

「倉敷みらい創生人口ビジョン」を「倉敷みらい創生戦略」策定の指針とし、「倉敷みらい創生戦略」は4つの目標「結婚・出産・子育ての希望をかなえるまち倉敷」「ひとを惹きつけるまち倉敷」「働く場を創るまち倉敷」「安心な暮らしを守り、地域をつなぐまち倉敷」を掲げている。

各目標に対する施策の概要は以下のとおりである。

①結婚・出産・子育ての希望をかなえるまち倉敷

- ・希望する人への結婚支援
- ・妊娠、出産、子育ての支援と安心確保

等

②ひとを惹きつけるまち倉敷

- ・倉敷への移住定住の促進
- ・豊かな自然と伝承文化の継承

等

③働く場を創るまち倉敷

- ・魅力ある雇用の場の創出
- ・女性・高齢者・障がいのある方の就業機会の拡大

等

④安心な暮らしを守り、地域をつなぐまち倉敷

- ・健康寿命の延伸
- ・コンパクトシティの推進と既存ストックのマネジメント強化

等

①について、市は、晩婚化が進んでいるものの、平均初婚年齢が低く、合計特殊出生率は全国平均を上回っている。

②について、市は、近年は転入超過の状況である。

③について、市へ就職するための転入は多い一方で、市内高等教育機関では8割を上回る卒業生が、市外で就職しており、人口流出の一因となっている。また、情報通信業に従事する人が少ないことも課題となっている。

④について、市は、約4人に1人が高齢者であり、公共施設の維持管理、公共交通の再整備等が課題である。

近年は少子・高齢化の対策として、厚生労働省が高齢者雇用対策を実施しており、高齢者の多様な就業機会の確保が重要な課題となっている。また女性雇用者は増加しているものの、就業を希望していながら働いていない女性、第一子出産を機に離職する女性は依然として多い状況である。加えて、夫婦にたずねた理想的な子ども数は2.42人であるものの、理想的な子ども数を達成できない理由に、経済的な理由があげられている。（厚生労働省）

以上のような社会情勢、上述の市の特性や、「倉敷みらい創生戦略」の地域創生に取り組むにあたっての喫緊の課題として「しごと」をあげていることから、「倉敷みらい創生戦略」の目標のなかでも、「働く場を創るまち倉敷」が最も重要である。

4. 監査の結果

監査の結果について、法令等に違反又は不当と判断したもの、及び経済性・効率性・有効性の観点から著しい問題があると認められ、改善を求めるものについては「指摘事項」とし、法令等の違反ではないが、是正、改善が望ましいものについては「意見」として明記している。

5. 監査の体制

包括外部監査人	公認会計士	壺田	周彦
補助者	公認会計士	小野	和倫
補助者	公認会計士	十川	智基
補助者	公認会計士	柏野	聰太郎
補助者	公認会計士	林	英夫

6. 監査実施期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 1 年 12 月 6 日まで

Ⅱ 倉敷みらい創生戦略（働く場を創るまち倉敷）の概要

(1) 指摘事項

＜指摘事項 1 倉敷みらい創生人口ビジョン、倉敷みらい創生戦略の目標値と実績値の乖離について＞

倉敷みらい創生戦略を定期的に見直し、目標値と実績値の乖離が著しい場合には、改訂の検討も行うべきである。また、次の倉敷みらい創生人口ビジョン及び倉敷みらい創生戦略を策定する上で、目標値の策定は当然重要であるが、目標を大きく下回った場合にはどのように対処するのか、次善の策を検討すべきである。

＜指摘事項 2 KPI に対する具体的な事業の策定について＞

KPI は目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定する指標であり、達成するための取組（交付金事業等）によって現れた成果と説明できるものである必要があり、KPI に対応する具体的な取組、事業策定を検討すべきである。

＜指摘事項 3 KPI のアウトカム指標の設定について＞

KPI はアウトカム指標の設定が原則であり、平成 30 年 4 月に内閣府地方創生推進事務局より公表された「地方創生事業実施のためのガイドライン」を参考に、遅くとも次期の戦略策定時には適切なアウトカム指標を設定すべきである。

＜指摘事項 4 PDCA サイクルの A（Action）の実施について＞

遅くとも次期の倉敷みらい創生戦略策定時には、PDCA サイクルの A（Action）について、課題点、問題点に対する事業計画の改善・見直し方針等を決定し、倉敷みらい創生戦略進捗状況に記載のうえ、地方創生等特別委員会を実施する等、A（Action）を文書化し、明確にする体制とすべきである。

(2) 意見

<意見 1 地方創生等特別委員会の運営について>

委員会で使用する資料は、委員が事前に内容を確認できる時間を十分確保できる時期に提示すべきである。また、現状は数値を中心とした資料であるが、事業によっては、短期に成果が出るとは限らないものもあるため、数値のみでは現状が把握しづらい。例えば「A」「B」「C」などのランクによる進捗・成果の状況の目安の項目を設けるなど、各事業の状況が一見して把握できる表記とし、地方創生等特別委員会をより効率的・効果的に実施すべきである。

<意見 2 所得以外の基本目標における数値目標について>

市民税納税義務者（所得割課税者）のみの数値目標は、「働く場」としての実態把握する数値としては、十分でないことから、国勢調査等の統計数値による就業者数、就業率、給与支払報告書提出者数、事業所得に関する確定申告書提出者数など、実際に働いているかどうかを反映した数値についても数値目標としての設定を検討すべきである。

<意見 3 倉敷みらい創生戦略の策定・改訂について>

倉敷みらい創生戦略は、PDCA サイクルの結果等を踏まえて、必要に応じて改訂・公表すべきである。また、改訂・新規の倉敷みらい創生戦略の策定においては、他の地方自治体の事例等も参考にすべきである。

<意見 4 KPI の目標値の修正について>

計画の早期の段階において目標値を達成した場合や、当初企図したとおりに KPI が目標水準に到達しない状況にある場合、目標水準の妥当性について検証のうえ、適時に修正すべきである。

<意見 5 KPI の進捗管理について>

効果的な PDCA サイクルの実施を可能なものとするため、KPI の進捗状況の検証及びその目標値の修正等については、企画経営室と各部署が定期的な協議を行い、その結果及び協議内容を文書化すべきである。

Ⅲ 働く場を創るまち倉敷

1. 地域産業の競争力強化

(1) 指摘事項

<指摘事項 5 パンフレット等に使用するイラストの確認について>

パンフレット等に使用するイラスト、ロゴ等については、商標権を侵害していないか、不適切な表現がないか等を確認のうえ、掲載すべきである。

<指摘事項 6 研究費の使途について>

事業費である研究費は、産学共同研究実施要領に定められた産学共同研究事業に直接関係のあるものにすべきであり、直接関係のないものについては、大学の予算にて購入すべきである。また、研究活動が終了した後の支出については対象にすべきでない。

<指摘事項 7 備品台帳について>

公費により購入した備品は市の財産であることから、備品台帳に記載の上、管理責任部署等を明確にし、適切に管理すべきである。

<指摘事項 8 特許権等の取り扱いについて>

産学共同研究によって生じる特許権等は、本来市に帰属すべきものが市に帰属しない結果となってはならず、産学共同研究実施要領において事前に明確にしておくべきである。

<指摘事項 9 研究結果の公表について>

産学共同研究は、その成果が商業目的で利用されることを含め、地域経済の発展に寄与すべきものとして公費が投入されるものであるから、その研究成果が公表されていないことは事業の趣旨に照らして適切ではなく、産学共同研究の研究成果は、特許権等に必要な配慮を行った上で公表すべきである。

(2) 意見

<意見 6 補助金交付後の確認について>

企業誘致推進事業に関する補助金交付後の補助対象事業の営業状況等は、確認の事務手続きの費用対効果を考慮し、例えば事業報告書などの提示を受け、書面にて確認・記録すべきである。

<意見 7 対象企業、投資額要件等の細分化について>

企業誘致推進事業に関する制度利用の対象企業について、大企業、中小企業の2つを、例えば資本金の金額等によりさらに細分化するとともに、投資額要件も細分化・緩和する等、制度の利用状況、市場動向等を勘案し、定期的に見直しを行い、広く公平に本制度を利用できるように検討すべきである。

<意見 8 情報通信業事業者の誘致事業について>

市の情報通信業特化係数が低い現状を踏まえ、既存の企業誘致推進事業に加え、他市の事業、状況を参考にしながら、情報通信業に特化した企業誘致関連事業の策定を検討すべきである。

<意見 9 ぐらしきベンチャーオフィス家賃の支払い方法について>

ぐらしきベンチャーオフィスの家賃は、クレジットカードによる支払、自動引落の設定、1年分の納付書を送付する等、回収事務、滞納リスクの低減を図るべきである。

<意見 10 中小企業振興支援事業の周知、利用の促進について>

商工課の商業活性化事業、創業者支援融資事業等、中小企業者の起業、開業及び経営相談に関連する制度を受ける事業者には、同時に本制度の資料を配布・説明する等、無料である本制度の利用をより一層促進すべきである。

<意見 11 国内販路開拓支援の公募型プロポーザル参加企業の増加について>

ぐらしき地域資源活性化事業の委託先は市内の業者などに限定しておらず、広く告知する必要があるが、本事業の公募は主として市のホームページへの掲載、過去

に興味を示した事業者への直接の連絡のみに留まる。例えば岡山県内の商工会議所へ本事業を紹介するなど、複数の参加企業からの応募から適切な事業者を選定する体制とし、本制度の有効性をより一層高めるべきである。

<意見 12 国内販路開拓支援の成果目標を設定について>

国内販路開拓支援についても、商談件数、成約件数、成約金額等の成果目標値を定め、くらしき地域資源活性化事業の効果測定を行うべきである。

<意見 13 利用実績の低調な事業について>

がんばる中小企業応援事業において、利用実績の低調な事業については、要因を分析し、廃止、要件の緩和、広報等の在り方等を検討すべきである。なお、市は平成 30 年 7 月豪雨災害により、甚大な被害を受けていることから、BCP 策定支援事業については、市民の防災に係る関心が高いこの時期の対応が有効である。

<意見 14 収支決算書（予算・実績比較）における予算科目・数値について>

高梁川流域地域資源活用推進事業に関する各事業について、収支決算書（予算・実績比較）における予算科目・数値は、当初予算の科目・数値をもって比較を行うべきであり、予算そのものを修正する必要がある場合は、補正予算を行う、流用する場合は流用した内容を明示すべきである。

<意見 15 成約件数、成約金額等のアウトカム指標の設定について>

高梁川流域地域資源活用推進事業の成果指標として商談件数を設定することは不合理ではないが、成約件数、成約金額等のアウトプット指標についても、期間経過後であっても集計し、本事業の効果測定を行うべきである。

<意見 16 委員の選定について>

産学共同研究事業は広く一般に公募する事業であることから、委員会を構成する委員の人選は、産学共同研究の実施が地域経済・地場産業の発展に寄与するように、偏りなく行われるべきである。

<意見 17 消費税及び地方消費税の確定申告書の提出について>

倉敷市まちづくり基金事業について、「補助金消費税及び地方消費税額確定報告書」のみでは、補助事業者の仕入控除税額の正確性が確認できないため、消費税及び地方消費税の確定申告書、対象経費の証憑を確認の上、「補助金消費税及び地方消費税額確定報告書」の記載金額の正確性を確かめるべきである。

<意見 18 応募者の選定の文書決裁について>

次世代施設園芸研修事業の研修応募者の選定にあたって、評価表は作成されているが、選考内容や結果について議事録や決裁文書が作成されていない。事業の継続や改善などを検討する際に、選定の過程が検証可能である必要がある。したがって、応募者の選考内容及び結果について、文書にて取りまとめ決裁すべきである。

2. 魅力ある雇用の場の創出

(1) 指摘事項

<指摘事項 10 ホームページの更新について>

市の新規就農者向けのホームページには、倉敷市新規就農ガイドが添付されているが、監査実施時点で要件の変更前のものとなっている。制度変更の際には、適時にホームページの更新を実施すべきである。

(2) 意見

<意見 19 市と受講者の SNS 利用について>

高梁川流域「デニム・ジーンズ産地連携」創業者支援事業に係る SNS アカウントを作成する、もしくは、服飾全般に関する事業に係る SNS アカウントを作成する等、市と受講者が SNS 上で繋がり、本事業受講後も、その後の事業者の事業展開状況、市の新たな制度等のお互いの情報を簡単に確認できるようにすべきである。

3. 地元就職の促進

(1) 意見

<意見 20 返還一部免除型貸付の資格証明について>

市は奨学金給付貸付事業の返還一部免除型貸付制度の適用にあたって、受給者の資格保有要件の充足を確認する必要がある。したがって、例えば就労証明書に事業者の資格証明書等による確認のチェック欄を設ける等の方法を検討すべきである。

<意見 21 貸付金の返還方法について>

奨学金給付貸付事業の返還義務者の利便性、担当課の事務負担、返還の確実性を考慮して、引落による返還及び月賦による返還を検討すべきである。

<意見 22 遅延損害金の徴収について>

奨学金貸付債権は私債権であり、返還に遅れが生じた場合には遅延損害金の徴収を検討すべきである。

4. 女性・高齢者・障がいのある方の就業機会の拡大

(1) 意見

<意見 23 貸会議室の申し込み方法について>

男女共同参画推進センターの貸会議室の申し込み方法について、利用者の利便性の向上のため、ホームページや電話などによる方法を採用すべきである。また、クレジットカードや電子マネーなどキャッシュレス決済の導入を検討すべきである。

<意見 24 男女共同参画推進センターの開館時間等について>

男女共同参画推進センターの開館時間は午後 5 時 30 分までであり、就労者が勤務後に利用することは困難な場合が考えられる。また、祝日についても原則的に休館日である。利用者の利便性の向上を図るため、開館時間の変更や延長、祝日の開

館などを検討すべきである。

<意見 25 情報セキュリティ対策について>

市は、生活困窮者自立相談支援事業にかかる個人情報の取り扱いについて、委託契約の仕様書及び特記事項において、規定を定め、毎年度受託者と内容を確認し指導している。しかし、確認や指導の際にチェックリストなどは作成されていない。したがって、セキュリティ対策の向上のため、チェックリストなどの作成や定期的な点検の実施を検討すべきである。

5. 地域活性化のための ICT 活用

(1) 意見

<意見 26 事業の自走化について>

市のオープンデータの利活用事業を持続可能とするためには、開発したサービスを他地域の自治体や民間事業者提供し、そのコストの負担を求めていくことで、市の事業費を低減する必要がある。したがって、市の行う各施策に開発したサービスを積極的に活用したうえで、その事例をセミナーなどにより公開し、高梁川流域 ICT 利活用推進事業の自走化を図るべきである。

6. その他

(1) 指摘事項

<指摘事項 11 補助対象経費が全て委託費の事業について>

高梁川流域学校事業については、その性質から個々の事業における事業経費全てが委託費であることは合理的な場合があるが、補助金事業の性質を鑑みれば、予算の段階で事業経費全て委託費である場合、補正予算等により全て委託費に変更される場合等については、その合理性、契約の内容（著作権の帰属、再委託の可否等）

を事前に確認すべきである。

<指摘事項 12 法人の市税納税証明書の確認について>

商業活性化事業において、法人が市税を完納しているかどうかについて、当該法人の市税納税証明書の提示をもって、確認を行うべきである。

<指摘事項 13 補助対象事業の書類の受理について>

商業活性化事業において、個々の補助対象の事業を正確に把握、管理するために、日付、通知番号を記入した正確な補助対象事業に係る実績報告書等を受理すべきである。

<指摘事項 14 奨学金貸付金の遅延利息について>

保健医療団体支援事業において、奨学金の貸付を行う学校と、貸付の相当額を補助する市との間において、返還義務者が返還を遅延した事による遅延利息が発生した場合の取り扱いを明確にすべきである。

<指摘事項 15 補助金要領の整備について>

看護師養成機関補助金のうち、倉敷看護専門学校3年課程補助金、2年課程補助金、児島看護高等専修学校補助金、岡山県訪問看護ステーション連絡協議会補助金、くすのき会補助金、ともしび会補助金、倉敷市鍼灸マッサージ師会補助金について、補助金要領等を整備し、補助金交付の目的、要件等を明確にすべきである。

(2) 意見

<意見 27 入札参加事業者の増加促進について>

人手不足が生じている分野は介護分野に限られないことから、例えば、保育分野等、介護分野以外も対象者にする等、複数の事業者が入札に参加できるような体制としたうえで、事業者を選定し、高梁川流域移住交流推進事業がより一層有効なものとなるようにすべきである。

<意見 28 委託先への就職について>

今後、移住支援を行う委託先へ就職した人数及び割合がさらに増加する場合は、広く公平に他の介護保険事業所等への就職支援を行ったかどうかについて、定期的にモニタリングを行う、業務内容の見直し案を指導する等、高梁川流域移住交流推進事業の委託先が有利となっていないか、公平性を確保すべきである。

<意見 29 短期型インターンシップの実施時期について>

インターンシップ実施時期については受入企業、学生双方の予定を勘案し、より多くの学生が参加しやすい時期に設定すべきである。

<意見 30 商業活性化事業補助金の今後について>

人通りの少ない商店街は小売業としての今後の展望はかなり厳しく、商店街の活性化、発展を目指すのであれば、商店街と行政が真に一体となり新たなビジョン、例えば、映画「ALWAYS 三丁目の夕日」のロケ地としての昭和レトロな街並みを前面に押し出した観光地としての PR 活動などを実施していく必要がある。

または、現状の商業活性化事業補助金の予算を例えば従来の 2～3 倍に引き上げ、3 年程度実施しても効果が上がらないことが明白になった時点で補助金制度を廃止することなど、抜本的な方策を検討すべきである。

前者のケースについては、イメージが定着するまでに中長期的な観点で観光客や経済効果の推移を見守る必要があることに留意する必要がある。後者のケースについては、予算規模を増額し、従来型のイベントや PR 活動を短期間で成果が出るかどうかを検証することが有効であり、成果が伴わない場合には当該補助金を廃止し、別の形の補助金へと振替えることが必要である。

<意見 31 補助対象者と店舗貸主との親族関係等の確認書類について>

新商人育成支援事業、空き店舗対策事業に関する補助金申請書に、補助対象者と店舗貸主との間で、親族関係等がないことを確認する欄を設けるなど、要件を満たしていることを確認した書面を残し、補助金を交付すべきである。

<意見 32 制度の見直しについて>

利用実績が少ない要因を分析し、高梁川流域企業連携型研究開発事業の対象事業者、補助対象事業、既存商品品質向上等に関する研究開発を対象に加える等の要件等の内容の見直し、本制度の廃止、がんばる中小企業応援事業における研究開発事業への移管等を検討すべきである。

<意見 33 公表内容の充実について>

事業を実施した学校名、支援機関、事業の内容、成果等を、ホームページ等にて公表し、高梁川流域未来人材育成事業の透明性を高めるべきである。

<意見 34 隊員の市の定住について>

高梁川流域地域おこし協力隊活動推進事業の目的は隊員の定住のみではないが、途中辞任した隊員の辞任理由を分析し、例えば応募者・市・受入支援団体が事前に3者面談し、3者共通の認識のもと受入れるなど、定住率の増加を図るべきである。

<意見 35 くすのき会への補助金について>

保健医療団体支援事業について、くすのき会は十分な繰越金があるため、運営費補助金ではなく、使途を指定した事業費補助金とする等、補助金交付条件の見直しを行うべきである。

<意見 36 農産物 PR 事業の事業間連携について>

市は、農産物の PR 事業として、地域担い手育成総合支援事業とは別に地産地消推進事業やぼっけーうめえ農林水産品事業などを行っている。また倉敷市地域農業担い手育成総合支援協議会の主たる目的は担い手の確保・育成である。したがって、農産物の PR を目的とする事業は事業統合も含めた事業間の連携を図り、市として特産品 PR の計画を定めたうえで、効果的かつ効率的に事業を実施できるよう検討すべきである。

<意見 37 新品種の普及促進について>

ブドウの新品種を普及させる方法として、例えば休耕となったブドウ畑等を元農家から借り上げ、そこに新品種を栽培し生産できる状況にしてから、入札制度等に

より新規就農希望者や既存のブドウ農家等に当該ほ場を貸し出すなど、様々な方法の検討を行い、新品種の早急な普及促進を図る必要がある。

<意見 38 既存品種の活用について>

ブドウの新品種は親にあたる品種として、高梁川流域でのみ自生が確認されているシラガブドウを使用していることから、開発が成功した場合に市の特産品として積極的な PR が可能と目されている。しかしながら、新品種が開発成功するか否か、栽培が容易か否か、味や色など醸造された赤ワインが商品化できるか否かといった様々な課題を解決しなければならない。したがって、既に開発された品種のうち、市の気候環境に適したマスカット・オブ・アレキサンドリアをルーツにもつ品種等を用いた赤ワインの商品化事業を新品種開発事業と並行して行うなど、事業リスクを低減する方法を検討すべきである。

<意見 39 マスカット・オブ・アレキサンドリアの普及促進について>

市においてマスカット・オブ・アレキサンドリアを使用したマスカットワインを製造しているのは、外郭団体であるふなおワイナリーのみである。ふなおワイナリーによって、マスカット・オブ・アレキサンドリアの栽培が維持されている側面がある。現在、市場ではシャインマスカット等他の品種が主流となっており、手間がかかるマスカット・オブ・アレキサンドリアをワインに使用するため、ふなおワイナリーは自社で原材料を栽培し、さらに農家から買い取っている状況にあるが、数量の確保が困難な状況にある。

このような状況を踏まえると、将来にわたり外郭団体であるふなおワイナリーに依存したマスカット・オブ・アレキサンドリアの生産や販売を前提とすべきではない。特産品としてのマスカット・オブ・アレキサンドリアを長期的に考えた場合、民間事業者による市場へのマスカット・オブ・アレキサンドリア及びその加工品の流通の増加を促進していく必要がある。

将来的には、ふなおワイナリーを民間に譲渡し、市はバックアップとして特産品の普及促進に努める体制を目指すべきである。

<意見 40 市外出身者の定義について>

市外出身者について、市の要綱では定義が明確になされていない。市外出身者と

いう文言から複数の解釈がなされる可能性があるため、民間保育所保育士宿舎借り上げ支援事業において、その定義については明文化すべきである。

<意見 41 対象保育士の要件について>

民間保育所保育士宿舎借り上げ支援事業は、保育士の環境整備を目的としていることから、市外出身者という要件の必要性や、市内出身者であっても親元の住所からの通勤時間や距離等による要件の採用によって利便性の向上を図ることを検討すべきである。

<意見 42 フォーラムの開催方法について>

くらしき男女共同参画フォーラム開催事業は、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的としていることから、年代や性別に偏りのない参加が求められる。したがって、若い年代や男性にも興味のあるテーマや講師の選定、起業に関するイベント等との合同開催を検討すべきである。

IV 総括

1. 倉敷みらい創生戦略

倉敷みらい創生戦略の4つの基本目標の進捗状況は以下のとおりである。

①結婚・出産・子育ての希望をかなえるまち倉敷

指標	基準値	現状値（推移）				目標値 (H31)
合計特殊出生率	(H25) 1.61	(H26) 1.63	(H27) 1.60	(H28) 1.64	(H29) 1.63	1.77
出生者数	(H26) 4,536	(H27) 4,419	(H28) 4,423	(H29) 4,305	(H30) 4,110	4,782

②ひとを惹きつけるまち倉敷

指標	基準値	現状値（推移）				目標値 (H31)
対三大都市圏との社会増減 (転入者数－転出者数)	(H26) ▲742	(H27) ▲705	(H28) ▲878	(H29) ▲779	(H30) ▲917	±0
【参考】社会増減（総数）	(H26) 316	(H27) 474	(H28) 675	(H29) 509	(H30) ▲84	—

③働く場を創るまち倉敷

指標	基準値	現状値（推移）				目標値 (H31)
市民税納税義務者数 (所得割課税者数)	(H26) 172,775	(H27) 175,089	(H28) 177,794	(H29) 180,215	(H30) 182,253	176,230

④安心なくらしを守り、地域をつなぐまち倉敷

指標	基準値	現状値（推移）				目標値 (H31)
市の人口 ※年度末の数値	(H26) 483,537	(H27) 483,547	(H28) 483,576	(H29) 482,790	(H30) 481,844	487,000

現状値からは、今回監査対象とした③働く場を創るまち倉敷を除く3つの基本目標の達成が危ぶまれる状況にある。一方、③働く場を創るまち倉敷については、目標値を現時点で超えており、一定の成果が得られていると認められる。

しかしながら、目標値として所得に着目した市民税納税義務者数のみでは、働き方は多様である以上、「働く場を創るまち」としての実態把握の充分性に欠ける。したがって、次回の倉敷みらい創生戦略については、所得以外の目標数値の設定も必要である。

地方における人口の減少は我が国の現況から、やむを得ないところであるが、当初の目標を下回る見込みとなった段階で、すみやかに新たな戦略の策定・改訂を行わなければならない。この点、新たな戦略の策定・改訂を行うにあたっては、実施してきた事業の効果等の分析及び見直しが必要となるが、市はPDCAサイクルのA（Action）に取り組む体制が不十分であった。A（Action）を明確にするとともに、他市の成功事例等を参考にしつつ、新たな倉敷みらい創生戦略を策定すべきである。

ポイント	対応する指摘事項及び意見
目標数値の設定	（意見2）所得以外の基本目標における数値目標について
倉敷みらい創生戦略の 適時改訂	（意見3）倉敷みらい創生戦略の策定・改訂について
PDCA サイクルの A （Action）の明確化	（指摘事項4）PDCA サイクルの A（Action）の実施について

2. 個別事業

個別の事業としては、制度の周知が不十分、市民や事業者のニーズに合っていないと考えられる制度の整備により、利用が乏しい事業が散見された。利用が乏しい事業については、要因を分析のうえ、周知方法の変更、ニーズに合った内容への変更・緩和、もしくは制度を廃止し当該予算を別の制度に充てるなどの対応が求められる。また、商店街の活性化に関する事業（商業活性化事業）については、利用が乏しい制度が存在するが、商店街の現状・将来からは、当該制度の利用が向上したとしても、その効果は疑問である。商店街を活性化するのであれば、行政と民間が一体となり、時間をかけて、「児島ジーンズストリート」のような、コンセプトを設ける等の抜本的な制度展開を行わなければ、人通りの少ない商店街の将来は厳しいと考える。

特産品の PR 等類似性の高い事業を個別に実施しているケースがあった。類似性の高い事業、課単独では達成が難しい事業等については、部局横断的な取組としてプロジェクトチームを創設し、各事業を統合し、各課が相互に連携しながら一体となり進めていくことも考えられる。

市への利用料の払い込み、債権の回収手段が、納付書を送付するという過去からの方法を踏襲している印象であった。事務面であれば、自動引落の設定が必要であるが、近年国は、現金の取り扱い時間の短縮、キャッシュレス決済に慣れた外国人観光客の需要の取り込みなど、生産性、経済性の観点からキャッシュレス化を推進している。利便性、経済性向上のため、市においてもキャッシュレス化の導入を検討すべきである。

ポイント	対応する指摘事項及び意見
利用が乏しい制度	(意見 13) 利用実績の低調な事業について (意見 30) 商業活性化事業補助金の今後について 等
商店街の活性化	(意見 30) 商業活性化事業補助金の今後について
横断的組織構築	(意見 36) 農産物 PR 事業の事業間連携について (意見 42) フォーラムの開催方法について
債権回収事務	(意見 21) 貸付金の返還方法について (意見 23) 貸会議室の申込方法について 等